

引越しされる方へお願い

引越しの日が決まりましたら、転出・転入の**3日前**までにご連絡ください。

水道を**長期間使用しない場合**でも、お客様から使用中の届出がない限り水道料金等がかかりますので、ご連絡ください。

※使用開始及び中止のお手続きは、**使用者ご本人からの届出**をお願いします。

■旧佐賀市・大和町・富士町

佐賀市上下水道局お客様センター

☎ 33・1313

■諸富町・川副町・東与賀町

佐賀東部水道企業団 営業課

☎ 30・6212

■久保田町

西佐賀水道企業団 業務課

☎ 68・2225

■受付時間

平日・午前8時30分～午後5時

水道料金等は便利で 確実な口座振替で！

口座振替を申し込みになると、金融機関に向かなくても確実にお支払いができます。

■申し込みは

佐賀市内の金融機関窓口、または、**上下水道局業務課**まで問い合わせ下さい。

漏水にご注意ください

給水装置はお客様の管理となっているため、漏水などで水道料金の請求額が通常より増えていても、お客様の負担となります。

なお、漏水箇所によっては、水道料金減免の対象となる場合もありますので、上下水道局業務課へ問い合わせください。

宅地内漏水の見分け方

水道メーターで漏水の有無を確認するには、ご家庭の蛇口等を全部閉めて、水道メーターボックス内のふたを開けて見てください。

パイロットが回っていれば、宅地内どこかで漏水している可能性があります。

その場合、佐賀市指定給水装置工事事業者で修理（有料）をお願いします。

事業者をご存じでないときは、佐賀市管工事協同組合（☎ 32・3100）へ問い合わせください。



水道メーターは定期的に交換しています

水道メーターは、計量法により8年以内に交換が必要です。

上下水道局が実施する水道メーター交換時**にお客様に料金を請求することはありません**。不審に思われた場合は、身分証明証の提示を求めてください。

一日も早い下水道への接続をお願いします

川や海の環境保全のため、下水道が接続可能な区域で、まだ接続されていないご家庭は、一日も早い接続にご協力をお願いします。

■水洗便所改造資金の融資あつせんについて（上下水道局の直接貸付けではなく金融機関へのあつせん）

◆融資あつせん限度額

- ・くみ取り式トイレまたは浄化槽1か所につき**60万円以内**
- ・トイレが2か所以上の場合
トイレ数×30万円+30万円
（限度額200万円）

◆償還額の利子補給

上下水道局があつせんした融資に対して利子補給を行います。融資あつせん額のうち利子補給対象額は、**家屋1棟につき60万円**を限度とします。

申請はお済みですか？

～届出が必要な水道料金等の施設を管理される方へ～

■共同住宅等の均等割計算

一括して料金の支払いをしている中高層建築物その他の建築物を対象として、市のメーターにて検針した使用水量を、各戸、または各事業所が均等に使用したものとして料金計算する方法です。

※申請対象となる建築物の入居戸数と使用水量によっては、共同住宅等の均等割計算の料金の方が高くなる場合があります。ご注意ください。

■福祉用の水道料金

『第1種社会福祉事業』を行ってゐる社会福祉事業所に対し、「佐賀市水道事業給水条例」に基づき『福祉用』料金（1mにつき95円（税抜））を適用するものです。『第1種社会福祉事業』と『第2種社会福祉事業』が混在している場合は、「福祉用料金取扱要綱」に基づき、『福祉用』水量を認定し料金計算します。

このほかに工場用や自治公民館等に対する水道料金についても申請が必要ですので、くわしくは上下水道局業務課へ問い合わせください。

◎問い合わせ

上下水道局 業務課
☎ 33・1313